

令和4年度事業報告書

釧路水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成18年法律第38号)」により改正された水先法に基いて、平成19年4月1日に法人水先人として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている。

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 日本水先人会連合会が行う水先人の確保に関する必要な施策に協力すること。
- (5) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

- (1) 令和4年度も1級水先人の募集を行ったが応募者がなかった。今年6月から留萌港水先人1名が複数免許取得要請に入る予定。引き続き安定かつ効率的な水先業務を提供できる体制を構築する。
- (2) 令和4年度の客船寄港は、新型コロナウイルスによる影響ですべてキャンセルとなった。令和5年度は釧路港13隻及び花咲港2隻予定されていることから、当会は客船毎に関係行政機関及び船社などとクルーズ船の受入れについて十分な打ち合わせを行い円滑な運航に対応することとする。
- (3) 令和4年度は、コロナ感染等の乗船者の寄港船は無かった。今後も新型コロナウイルスに関連した感染症の予防等の周知徹底において感染者又は感染の疑いのある者が乗船している船舶から水先業務の要請があった場合には、事前に、国土交通省、検疫所等の保険当局、保安部、船社、代理店などの関係先と相談の上、対応することとする。
- (4) 釧路西港区第2埠頭南側バルク1号棧橋の運用が増えている。深喫水で入港し、深喫水の状態のまま、あるいは荒天による緊急離棧により出港するケースが増えてきた。令和4年度は、台風・低気圧の影響で港外避難の為に仮出港・再入港のケースが計8回(仮・再入港16回)あった。

2. 各事業

(1) 適正化事業

- ・会員による水先業務の適正な運営に関する指導及び監督
- ・法令、会則等の遵守及びそれに基づく業務の遂行
- ・品質向上に関する対応
- ・利用者意見の聴取
- ・公益法人会計基準に基づく経理処理の実施
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興に必要と認められる事業への協力

(2) 水先人の養成関連事業

- ・登録水先人養成施設からの委託を受けた水先修業生の水先実務に係る訓練の実施
- ・新入会者に対する、船舶航行及び会員自身の安全確保並びに水先人としての業務運営に関する訓練の実施（本年度 新入会員のいる水先人会のみ）
- ・水先人会における所要の再教育訓練の実施及び日本水先人会連合会が実施する訓練への参加促進

(3) 業務取次窓口業務

- ・会員のする水先業務の引受けに関する事務の的確な実施
- ・上記事務を行うための引受け事務要領の整備
- ・会員のための水先料收受・払出し事務の的確な実施

(4) その他の関係事業

- ・水先要請に必要な情報及び本会に関する諸情報の公開
- ・釧路港港湾関係団体への参加
- ・北海道水先人会連合会の令和4年度の総会は、新型コロナウイルスの影響で書面による開催となった。
- ・水先人会運営のための会議（通常総会） 2回
- ・水先人会運営のための会議（臨時総会） 1回
- ・日本水先人会連合会の北海道地区総会は釧路港2名乗船業務のため参加出来なかった。